

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄



西垣 正則